

社外秘

定款

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サイバーエージェントと称し、英文ではCyber Agent, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットの代金決済システムの導入代行業務
2. インターネットのドメイン取得代行業務
3. インターネットのホームページの企画及び制作
4. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
5. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務
6. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
7. 各種マーケティング業務
8. 情報処理・情報提供サービス
9. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
10. 第二種電気通信事業
11. 電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託
12. 労働者派遣事業
13. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
14. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
15. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
16. タレント・モデル・アーティストの育成及びマネジメント
17. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸
18. 各種イベントの運営代行業務
19. テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作
20. 有価証券の運用、投資、売買保有
21. 各種金融商品の企画・開発・販売
22. 投資業ならびに投資顧問業
23. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
24. 経営コンサルタント業
25. 下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介
 - (1) 自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品
 - (2) 家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品
 - (3) 日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具
 - (4) 装身装飾品（宝石、貴金属等）、書画、骨董品、美術品
 - (5) 化粧品、医薬品、医薬部外品、医薬化粧品
 - (6) 衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品
 - (7) 食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類
 - (8) 文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具（室内外遊具等）
 - (9) 印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード

- (10) ペット、ペット用品、飼料、肥料
26. 倉庫業
 27. 古物売買業
 28. 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
 29. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
 30. 宅地建物取引業
 31. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
 32. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業
 33. 結婚仲介業
 34. 有料職業紹介業
 35. 特定労働者派遣事業
 36. 投資事業組合財産の運用及び管理
 37. 証券仲介事業
 38. 求人・求職に関する市場調査、資料作成、並びに情報提供業務
 39. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画並びに販売
 40. スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行
 41. スポーツクラブの経営
 42. スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店等の運営・管理
 43. インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
 44. 経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務
 45. 各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業
 46. 貸金業及びその仲介業
 47. 国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務
 48. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、252,853,200株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当社は毎事業年度末の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がその任に当たる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
3. 取締役または監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

2. 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異義を述べた場合はこの限りではない。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。また、常務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。

2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第40条 当社の期末配当基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

(変更履歴)

平成 10 年 3 月 17 日制定
平成 11 年 6 月 18 日臨時株主総会にて変更
平成 11 年 9 月 6 日臨時株主総会にて変更
平成 11 年 9 月 14 日臨時株主総会にて変更
平成 11 年 12 月 20 日定時株主総会にて変更
平成 12 年 2 月 16 日臨時株主総会にて変更
平成 12 年 7 月 25 日臨時株主総会にて変更
平成 12 年 12 月 23 日定時株主総会にて変更
平成 13 年 12 月 22 日定時株主総会にて変更
平成 14 年 12 月 21 日定時株主総会にて変更
平成 15 年 12 月 15 日定時株主総会にて変更
平成 16 年 12 月 18 日定時株主総会にて変更
平成 17 年 12 月 18 日定時株主総会にて変更
平成 18 年 12 月 20 日定時株主総会にて変更
平成 21 年 12 月 18 日定時株主総会にて変更
平成 25 年 8 月 29 日取締役会にて変更